

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名		信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置 （①農業信用基金協会）	
税 目		登録免許税（措法 78②一）	
要 望 の 内 容	農業信用基金協会が行う債務保証業務に係る担保の抵当権設定登記について、登録免許税の税率の軽減措置（本則4/1000→特例1.5/1000）の適用期限（平成25年3月31日まで）の2年間延長。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲600 百万円の内数）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 農業信用基金協会は、信用力の脆弱な農業者等の信用力を補完し、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることにより、農業経営の改善に資することを目的としている。 この目的を達成するためには、登録免許税の軽減措置を講ずることにより、農業者等に過度の負担を与えることなく資金の円滑な融通を図る必要がある。		
	(2) 施策の必要性 「補助から融資」への政策転換の中で、農業信用基金協会が行う債務保証は、農業者等の信用力を補完し、経営展開のために必要な資金の融通を円滑にする措置として益々必要性が高まっており、農業経営の改善に大きく貢献するものである。 また、「食料・農業・農村基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）において、「意欲ある多様な農業者による農業経営の推進」を図るために、「多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化」が必要とされたところであり、その中で、農業信用基金協会の債務保証により農業者の脆弱な信用力を補完することが不可欠。		

今回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政策目的の 位 置 付 け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の 多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適 切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展 を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進					
		政 策 の 達成目標	農業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、積極的なものとし ての数値目標はなじまないが、近年の債務保証引受実績を目安として信 用補完を実施することにより、「食料・農業・農村基本計画」等の実現 に向け着実に施策を展開していく。					
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	平成27年3月31日まで（2年間）					
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	政策の達成目標と同じ。					
	有 効 性	政策目標の 達成状況	農業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、積極的なものとし ての数値目標はなじまないが、債務保証の引受実績は以下のとおり。 農業信用基金協会の債務保証の引受実績（単位：億円）					
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (速報値)
			保証実績	9,204	10,246	9,384	7,840	7,619
	相 当 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	平成25年度適用事業者数：13,456件 平成25年度減税見込額：693百万円					
			農業者の信用を補完する債務保証制度の性格上、本措置の適用による 効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により農業者の資金融 通の円滑化が図られ、農業経営の改善に対する一定の貢献が見込まれる。					
		当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	なし					
予算上の 措置等の 要求内容 及び金額		なし						
要 望 の 措 置 の 妥 当 性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	—						
	債務保証を受けようとする農業者の負担を軽減する本措置は、農業者 への融資を通じて、農業者の創意工夫による経営努力を促進させるもの であり、補助等の他の措置と比べて有効な手段である。 農業者の信用力の脆弱さは、①生産が自然条件に大きく左右される、 ②資金の回転率が低く資金返済までの期間が長い、③農地等担保の処分 が特殊である等、農業に特有のリスク特性に起因する。本措置は、この ような、経営努力等により克服することが困難な農業者の条件不利を軽 減するものであり、公平性を損なうものではなく、租税の基本理念に照							

			らして妥当である。 融資を受けるにあたって農業者は依然として条件不利にあり、引き続き本要望が必要であることに変わりはない。			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	当該特例措置の適用実績				(単位：件、百万円)
			21 年度	22 年度	23 年度 (速報値)	
		対象者数	151,685	139,369	129,742	
		適用事業者数	13,747	10,349	10,147	
		減税額	840	619	549	
		(本措置は、信用力の脆弱な農業者全体を対象とするものであり、特定の者に偏ってはいない。)				
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	農業者の信用を補完する債務保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により農業者の資金融通の円滑化が図られ、農業経営の改善に一定の貢献を果たしてきている。				
	前回要望時の達成目標	本要望の性格上、達成目標は示していない。				
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本要望の性格上、達成目標は示していない。				
これまでの要望経緯		昭和48年に創設、以降2年ごとに適用期限を延長してきた。 平成23年に軽減税率を1,000分の1.5(従来：1,000分の1)に引き上げた上、適用期限を2年延長している。				